

平成29年度 藤沢市いじめ問題再調査委員会  
実施結果

日時 2018年（平成30年）3月8日（木）  
午後3時～5時

場所 本庁舎7-3会議室

出席者 ■委員

八並 光俊 委員長 宮澤 恭子 副委員長  
原 信行 委員 堀 恭子 委員

■事務局

三ツ橋 利和 企画政策部 人権男女共同平和課長  
五島 陽子 企画政策部 人権男女共同平和課主幹  
田中 富子 企画政策部人権男女共同平和課主任

平成29年度 藤沢市いじめ問題再調査委員会  
議事・協議内容の要旨

発言者等	議事・協議の概要
事務局（五島）	<p>それではこれより、藤沢市いじめ問題再調査委員会を開催させていただきます。 今年度の会議が3月の開催となってしまいましたが、今年度、組織改正により、事務局職員の変更がありましたので、紹介させていただきます。</p> <p>（五島主幹より事務局紹介）</p> <p>本来、企画政策部長の渡辺も出席するところですが、公務の都合により、本日は欠席となっております。</p> <p>次に、会議の成立についてでございますが、本日は関守委員から欠席の連絡をいただいておりますが、藤沢市いじめ問題再調査委員会規則第5条の規定に定める半数以上の委員にご出席をいただきましたことから、本日この会議が成立したことを、ここでご報告させていただきます。</p> <p>次に、本日の会議の公開・非公開についてでございます。</p> <p>本市では、各種審議会等の会議は、市政運営や施策形成における公正性及び透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則として公開としております。</p> <p>藤沢市いじめ問題再調査委員会につきましても、実際に重大事態が発生して調査を行う場合など、審議等の中で個人情報等を扱う場合、または、これが想定される場合を</p>

	<p>除きましては、公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議がなければ、本日の会議は公開とさせていただきます。 傍聴人の確認をいたします。</p> <p>(傍聴人なし)</p> <p>それでは、議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。</p> <p>(資料確認)</p> <p>それではこれより、議事に移らせていただきます。</p> <p>ここからの進行につきましては、規則第4条の規定に基づきまして、八並委員長をお願いしたいと存じます。</p> <p>八並委員長、よろしくお願いいたします。</p>
八並委員長	<p>皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。</p> <p>これから、重大事態が発生した際の手続きなど、茅ヶ崎市の事例も交えて話していきたいと思います。</p> <p>それでは早速、議題(1)「重大事態が発生した場合の事務等の流れについて」事務局のほうから、ご説明をお願いします。</p>
事務局(田中)	<p>今までの会議で、いじめ防止対策推進法に基づいて、どのように調査、再調査していくのか、協議をしていただいたところがございます。参考資料としてお配りしております、いじめ防止対策推進法のほか、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、いじめ防止対策推進法「重大事態」の解説(案)というものが、文科省のほうからでておりますので、それらの補足資料をひもといて、具体的に事務の流れとしてはどのようになるのか、噛み砕いて確認していきたいと思います。それが、資料1-1と資料1-2です。</p> <p>先ほど、委員長のほうからお話がありましたとおり、茅ヶ崎市での事案に関するものが資料2-1と2-2です。先に茅ヶ崎市での重大事態に関しまして概要を説明させていただきます。資料2-1が、茅ヶ崎市のホームページからとりました記者発表の画面と、添付としてついている4つの資料でございます。添付のなかの資料2が、茅ヶ崎市での事態対応の流れです。平成28年3月20日の「当該児童保護者」の欄を見ていただきますと、ここで学校へのいじめの訴えをしております。当時小学校4年生で、保護者の方がいじめを受けていると知って、学校へ訴えました。横の「学校」の欄を見ていただきますと、いじめの認知をしたことを、教育委員会へ報告しています。そして、4月あるいは5月頃から学校での調査、聞き取りなどを行っています。その間、教育委員会では課長や指導主事が参加して、聞き取り調査なども行っているようです。また、保護者の欄を見ていただきますと、10月25日に、教育長宛に、第三者委員会設</p>

置について文書を提出しております。教育委員会の欄の11月9日ですが、ここで臨時会というかたちで調査委員会での調査が開始されております。教育長から調査会に諮問するというかたちで、以後、月に2回程度臨時会が開催されています。その下の枠囲みのなかにあるように、当該児童・保護者への聞き取りや関係者への聞き取り調査が行われているようです。今年2月5日の第31回の臨時会にて、答申書の完成、そして教育長へ答申して、保護者へ報告、3月1日に教育長が保護者同席のもと、市長へ答申書を提出したという流れになっています。記者発表の時点ではここまでですが、新聞報道などによりますと、教育委員会で追加調査をする、というかたちになったようです。

資料の2-2ですが、茅ヶ崎市のホームページでは審議会の会議録が公開になっておりまして、会議の内容は非公開なのですが、日時や議題等は公開になっているので、そこからいつ何をしたのかなどを拾ってみたものです。

11月9日に第1回臨時会が始まりまして、今年の2月5日が最後の臨時会、計31回行われています。まとめますと、初回は調査の進め方などを協議したようでして、その後、資料に基づく調査を3回、聞き取り調査に16回、調査した結果の考察や報告書の素案についての検討が約8回、そして最終的に報告書として仕上げる検討を3回ほどもっているようでした。

おおむね月に2回程度臨時会が開催されておりました。先に、茅ヶ崎市での重大事態の概要をお伝えしてしまいましたが、この流れを念頭に置きながら、資料1-1と1-2をご覧ください。

資料1-1が流れを図式化したものでして、資料1-2がその説明となっており、番号が対応するようになっています。

まず、①としまして、重大事態が発生したら、発生したことの報告を、学校から教育委員会にすることとなっております。「解説」に、報告内容例、報告時期について書かれております。

次に②で、報告をうけた教育委員会は市長へいじめの重大事態が発生したことの報告をすることになっています。

また、③、教育委員会は各教育委員へ迅速に報告を行うとされています。

次に、④調査主体の判断ですが、学校の設置者、すなわち教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断することになっています。まず1つめのパターンとして、学校が調査主体の場合ですが、A、既存の学校のいじめ防止等の対策のための組織に第三者を加えて調査を行う場合、あるいは、B、学校が新たに第三者の調査委員会を立ち上げる場合が想定されます。これらの場合でも、教育委員会は、学校に対して必要な指導・支援を行うこととされています。

また、これらの場合のほかにCのパターン、学校が調査主体で、第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合もあります。資料1-2に記載のとおり、重大事態になる前から調査を実施している場合、あるいはすでに学校の調査で事実関係が明らかになっていて関係者が納得しているとき、ということになります。

学校の設置者、つまり教育委員会が調査主体の場合ですが、こちらは藤沢市の場合ですと、教育委員会の附属機関である「藤沢市いじめ問題調査委員会」で調査するということとなります。

そして、「事実関係を明確にするための調査」、というのが資料1-2の⑤に記載されている内容となります。

調査結果の報告についてですが、⑥、教育委員会から市長へ、書面で報告することになっています。また、いじめを受けた児童生徒・保護者は、所見を報告に添えることができます。

⑦調査結果の公表については、教育委員会や学校が適切に判断を行うこと。

⑧教育委員会は各教育委員に直接説明すべきと「解説」に書かれています。

⑨、ここがこちらの再調査委員会の役割となりますが、教育委員会から報告があり、市長が再調査を行うと決定しましたら、こちらの再調査委員会での再調査、となります。

⑩再調査が終了しましたら、議会へ報告。また、文科省の書類には市長部局による公表までは書かれていませんが、教育委員会と同様、再調査結果についての公表について、判断が必要と思われます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

八並委員長

いま、説明がありましたが、ご質問等がありますか。

茅ヶ崎市での事案と、重大事態から調査、再調査等の流れの説明がありました。資料1-1、1-2については、このとおりでよいかと思います。

資料2-1で、教職員の懲戒がでています。教職員に関しては地方公務員法29条で決まっています。ネットなどで見ると、茅ヶ崎市の教職員は厳重注意、となっています。市職員の処分も出ていますが、これは何かあるのですか？

事務局（田中）

申し訳ありません。私もそこまでは把握しておりません。

八並委員長

そうですか。

これに対してご意見などありますか？

宮澤委員

新聞記事などでは、教師が子どもに対して放置した、関わらないようにした、というような表現で書いてありました。

八並委員長

担任の先生の聞き取りですよ。

宮澤委員

調査委員会はそれを直接聞いてないので、把握していなくて、答申のなかに書かれていないので保護者は不服だと、というようなことがあったかと思います。そういう状況だと、調査をもう一度やるのかという印象をもったのですが。

八並委員長

不登校になっているお子さんに聞き取りしようと思っただけでできないとか、教職員も病気休職になっていたりすると難しいと思います。

宮澤委員

むしろ調査方針をたてたあたりのことが知りたいですね、第1回の。あと、「臨時会」というかたちになるんですね。

事務局（田中）

実際の調査に入るまでは、「臨時会」ではない会議で、藤沢市での会議のように公

開の会議が行われています。具体的な調査の際は、「臨時会」というかたちになっているようです。

八並委員長

それでは、議題2の「情報交換等」に移っていきたいと思います。議題1の流れをふまえて、意見交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

我々、再調査委員会としては、ひとつは、いじめがあったかなかったか。学校がいじめ防止対策方針に沿って適切に対応していたか、というところに焦点をあてた調査になると思います。

原委員

小学校と中学校については、情報提供というか、ある程度、連携はしていると思います。把握している情報を、資料として提出してもらえるといいんだけど。

堀委員

小学校・中学校の連携の話ですが、小学校と中学校で気になることが異なっていたりとかあるんですね。中学校になると環境が変わるということで、敢えて言わない、ということもあります。また、先生方から見た問題と、実際の事案の課題が違うこともありますよね。

ですから、実際にいじめがあったかなかったかとか、法律に則って学校の対応が正しかったのかという、事実レベルの確認が必要になりますよね。つつい私たちは他のことも考えてしまいますが。

八並委員長

平成25年に法律が出ましたが、教員研修などの経験からすると、教員はその法律を理解していません。また、重大事態に関するガイドラインも知らないです。

国の方針のなかでは、自分たちの学校がいじめ防止対策方針をはじめに話しなさいとなっていますが、保護者たちに話していないところが大半です。未然防止についても、法律があるんだということを保護者たちに知っておいてもらわないとだめなんですよね。

藤沢市の教員研修も、同時にやっておかないと、重大事態の調査になったときに大変で、後手にまわってしまいます。何か起きてから、法律はこうだった、となります。未然防止のためにも教員が、法律を知らないと危ういですね。

多くの第三者委員会での報告では、記録の仕方がばらばらです。教員によって持っている記録が全部違うんですね。記録の仕方がばらばらですし、議事録が揃っていない。第三者委員会では会議録をだしなさいとなります。文書での確認になりますから。

宮澤委員

いろいろな会議などの記録を義務づけていなかったら、私たちがかかわるときになかったら、書類でしか調査ができないので、何ができるんだろうと思ってしまいます。直接の聞き取りはよっぽどでないといけないと思いますし。

原委員

そうなんです。記録がないと、先生方がそれなりに対応していても「やっていた」と言うことができないんですよ。

宮澤委員

学校任せにして、こういうものありますか？と聞いたとき、事故が起きてから資料を探し始めたのでは後手後手になってしまいます。一般的に会議録は1年でしょうし。よほどきちんと保存期間を決めておかない限り、保存されないのが前提になってしまうと思うんです。

	<p>学年会もやっていると思うんですよね。そういうところで共有されていないと未然防止にならないですね。</p>
原委員	<p>ほとんどの教員が、いじめが重大事態になって大変なことになるということを知らない。問題をたくさん抱えているならそれを記録に残しておけばいいと思うんですよね。もう少し、丁寧な「押し」があったらできるような気がするんですけどね。</p>
八並委員長	<p>法律で定められたものとそうでないものとありますよね。重大事態になることを想定して、起きてからではなく、記録を残しておくという。「ない」ものは探せないし、「ない」ということは「やってなかった」ということになる。証拠にならないので。</p> <p>また、聞き取りするにも、教員が病気休職に入ったり、異動して遠くに行ってしまったりとすると調査は本当に大変です。</p> <p>怖いのは、いまネット社会で、様々な個人情報が出てしまいますので、関係している子どもや教員自身にとっても一過性のダメージではすまない。それを考えれば、起きてないときに、未然防止ということで、記録や資料はそろえておかないとだめですね。</p>
事務局（五島）	<p>いま、茅ヶ崎で重大事態が起きて、第三者委員会で調査しているので、一定のところで、報告書が出て、何が足りなかったかというのが分かると、参考になるかもしれません。</p>
八並委員長	<p>重大事態が起きると、最終的には市長が議会への報告までする必要がありますからね。市長にとっても大変なわけですから、市長部局と教育委員会の共通理解が必要だと思います。</p>
原委員	<p>昨年度の、過去の事例についての資料は、勉強になりましたよね。経過をたどると。ネットで見ると違うので。整理すればとても使いやすい資料になると思いますね。</p> <p>難しいことがたくさん起こるので、それが問題になるかどうか、ですね。</p>
堀委員	<p>よく中学校の教頭先生は、「記録しなさい」とおっしゃってますね。何月何日家庭訪問した、こんな話をしたと。</p>
八並委員長	<p>できる教員はすぐにメモやノートをとってますよね。</p>
堀委員	<p>そうですね。そういう記録をとるということはすごく大事で、教育委員会からでもいいのですが、私たち、記録や資料を使わなくてはいけなくなる立場からのコメントを出してもよいのかなと。週に1回かならず生徒指導や教育相談など会議をやりますよね。簡単な記録でいいので、きちんと話しあっていたということが分ければそれでいいんですよね。</p>
事務局（五島主幹）	<p>やはり教育委員会の独立性というものがあるので、市長部局が教育委員会に言うというのは難しいところがあり、教育委員会のしかるべきところ、というかたちになってしまうんです。そうすると、そこから先の行き先はなかなか追えません。</p> <p>たとえば文書などでもそうですけど、市長部局のほうで作ってこれを使いなさい、というのはなかなか言えないところがあるのです。</p>
原委員	<p>藤沢はよくやっていますよ。なんとか頑張って。でも、様々な問題はあるんだと思</p>

堀委員	<p>ます。</p> <p>たまたまうまくいっているけれども、記録はきちんとっておかれることは重要だと思いますね。</p> <p>記録をするということで、書いて、目に見えますから、頭にも入りますからね。</p>
宮澤委員	<p>みなに伝えておこうと、自覚することにつながりますからね。</p>
堀委員	<p>でも、教育委員会には言いにくいんですよね？</p>
事務局(五島主幹)	<p>皆さんよくご存知だと思いますが、学校は、外部からの介入をいやがりますよね。</p>
八並委員長	<p>重大事態は市長の案件でもあるので。再発防止のために、こういうことは注意してくださいと、市長部局から提示するのが望ましいと思います。</p>
事務局(五島主幹)	<p>去年から、教育委員会とは何度も打ち合わせを行っている申し入れもしていますが、また調整をしていきたいと思います。</p> <p>市長部局も、今後も一緒に子どもをいじめから守るというスタンスは、教育委員会と同じであると思っています。</p> <p>教育委員会は、先生たちも守らなければいけないという立場もあるのでしょうか。</p>
八並委員長	<p>それでは、最後の「その他」、資料3の説明をお願いします。</p>
事務局(田中)	<p>資料3「平成29年度いじめ防止に関する講演会等の啓発事業」について説明させていただきます。こちらは、あくまでも人権男女共同平和課に関するもので、教育委員会は別途実施しております。</p> <p>1つめは、「藤沢市子どもをいじめから守る啓発講演会」。今年は9月30日の土曜日に湘南台文化センター市民シアターで、「夜回り先生」として有名な、水谷修先生を講師に実施いたしました。約500名の方にお越しいただき、多くの方への啓発の機会となったと思います。</p> <p>2つめは、藤沢市PTA連絡協議会いじめ防止学習会への協力です。これからますます、ネットにおける人権侵害や、ネットいじめが深刻になってくるかと思われるところから、今年度はネットいじめに焦点をしばってご講演をいただきました。</p> <p>以上、簡単ではございますが、主な啓発事業の報告をさせていただきました。</p>
原委員	<p>八並先生が、教職員集めて研修をやっていたきたいですね。当たり前のことだけでなく、実際の様々な話を。</p>
堀委員	<p>でも、実際はそうですよ、大事ですよ。先生を守るためにも、とても大事だと思います。</p>
八並委員長	<p>藤沢ではまだやったことがないですね。</p> <p>それでは、これをもちまして、本日の藤沢市いじめ問題再調査委員会を閉会といたします。</p> <p>皆様ありがとうございました。</p>

以 上